

伴走型相談支援及び出産・子

育て応援ギフト Q&A 集

(よくある質問集)

(令和5年2月1日版)

### 問1 ギフトを貰うには何をすれば良いですか。

(答) 対象者ごとに、支給要件を満たす必要があります。

- 事業開始日(令和5年2月1日)以降の対象者の方は、市の実施する面談を受けていただくこと、アンケートへ回答することが支給要件となります。
- 事業開始前(令和5年1月31日以前)の対象者の方は、市から送付するアンケートに回答していただくことが支給要件となります。対象者の方には、令和5年2月上旬以降、市から支給申請の御案内を順次発送する予定です。(問10参照)

### 問2 出産・子育て応援ギフトはいくら受け取ることができるのか。

(答) 出産応援ギフトは妊娠1回につき5万円。子育て応援ギフトは出生児1人につき5万円になります。

種別	対象者	給付額	支給要件
出産応援ギフト	妊娠届出をした妊婦	妊婦1人あたり5万円	妊娠届出時にアンケート(サポートシート)に回答し、面談を受けた方
子育て応援ギフト	出生した子を養育する者	子1人あたり5万円	乳幼児全戸訪問を受け、アンケート(お母さんの気持ち質問票)に回答した方

例) 双子の場合

出産応援ギフト5万円+子育て応援ギフト5万円×2人分=15万円を支給します。

### 問3 昨年(2022年)に出産したがギフトは貰えるのか。

(答)

- 令和4年4月1日以降に、出産された方は、妊娠届出をした時期に関わらず、出産応援ギフトと子育て応援ギフトの計10万円を一括して支給します。

例) 令和4年2月1日に妊娠届出をおこない、令和4年11月に出産した方  
→10万円の支給

※対象者の方には、令和5年2月上旬以降、市から支給申請の御案内を順次発送する予定です。

### 問4 所得制限はあるのか。

(答) 所得制限はありません。

**問5 出産・子育て応援ギフトの申請ができる者及び受け取ることができる者はだれか。**

(答)

- 出産応援ギフトは面談を受けた「妊婦」が申請（受給）できます。
- 子育て応援ギフトは「出生した子どもの養育者」が申請（受給）することになります。  
※出生した児童1人に対して、一度のみの支給です。同一児童に対して、子どもの養育者（父母等）がそれぞれ申請（受給）することはできません。

**問6 流産・死産した場合は、対象になりますか。**

(答) 流産・死産した場合でも、令和4年4月1日以降に妊娠届を提出している場合は、出産応援ギフト（5万円）の対象となります。

**問7 妊娠届出後に鎌倉市外に転居した場合、出産応援ギフトの申請はどこで行うのか。**

(答)

- 妊娠届出時の面談を鎌倉市内で行った後に鎌倉市外へ転出した場合、鎌倉市でも転出先でも申請は可能です（自治体間で支給状況を確認します）。
- 子育て応援ギフトについても面談を鎌倉市内で行った後に鎌倉市外へ転出した場合、鎌倉市でも転出先でも申請は可能です（自治体間で支給状況確認します）。なお、転出先で申請する場合は、転出先で面談を受ける必要があります。

**問8 鎌倉市外で里帰り出産をした場合の子育て応援ギフトは里帰り先、住民票のある鎌倉市どちらで申請ができるのか。**

(答) 里帰り先で乳幼児全戸訪問等の面談を実施した場合であっても、住民票がある鎌倉市への申請になります。

**問9 出産・子育て応援ギフトの申請はいつまでできるのか。**

(答)

- 出産応援ギフトは、妊娠届出時の面談・アンケート（サポートシート）記入以降、妊娠中に申請してください。
- 子育て応援ギフトは、乳幼児全戸訪問時の面談・アンケート（お母さんの気持ち質問票）記入後に申請してください。  
※どちらも災害等のやむえない場合は、やむえない状況がやんだ後3カ月以内に支給申請は可能ですが、事前にこども相談課にお問い合わせください。

## 遡及措置分について

問 10 令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）1月31日の間に妊娠届出や出産した場合の取り扱いはどうなるのか。

（答）遡及措置として下表のとおり支給します。

遡及措置対象者	支給内容	支給要件
令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届出をし、令和5年1月31日時点で未出産の方	出産応援ギフトを支給 ※出産後、面談を受けると、子育て応援ギフトの申請ができます。	鎌倉市から送付するアンケートに回答した方
令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出産をした方（妊娠届出日に関わらず）	出産応援ギフトと子育て応援ギフトを一括して支給	鎌倉市から送付するアンケートに回答した方

問 11 遡及の場合、出産・子育て応援ギフトの申請者を共に「子どもの養育者」とすることは可能か。

（答）遡及の場合も、出産・子育て応援ギフトの申請書はそれぞれ提出していただきます。出産応援ギフトの申請ができるのは「産婦」のみになります。子育て応援ギフトは「子どもの養育者」になります。

問 12 令和4年（2022年）4月1日以降、令和5年（2023年）1月31日までに海外で出産した場合の扱いはどうなるのか。

（答）

○ 令和4年4月1日以降、令和5年1月31日までに海外で出産し、事業開始日である令和5年2月1日以降、帰国し鎌倉市に住民票があり、アンケート（お母さんの気持ち質問票）に回答した場合「子育て応援ギフト」の対象になります。

○ この場合、日本で妊娠届出をしていた場合は「出産応援ギフト」も支給対象になりますが、それ以外の場合は支給対象外になります。